

## 第2章 読書活動の取組状況と課題

## 第1節 これまでの取組状況

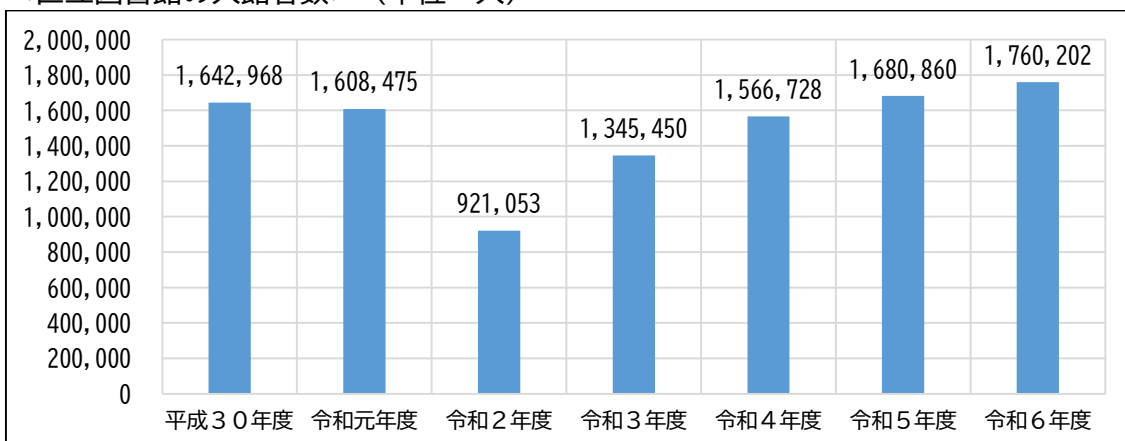
### 1 区立図書館における取組

区立図書館は「知の拠点」として、資料・情報の収集、提供および読書活動推進のための事業を積極的に実施し、ビジネス支援といった課題解決型サービス等に取り組むとともに、より便利で使いやすいホームページの整備や、電子資料の貸出し・閲覧が可能な「荒川区電子図書館サービス」の導入等、DX（※）の推進によるデジタル社会の進展に伴う利用者の利便性向上にも積極的に取り組んできました。また「荒川区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進することで生きる力を育むという目的の実現を目指し、様々な事業を実施してきました。さらに、子どもたちのみならず、一般・シニア・障がい者向けのサービスの実施や、ビジネス支援等、様々な利用者に向け、多様なニーズに応える読書活動推進の取組を実施してきました。

平成28（2016）年度には「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」（平成29（2017）年3月策定）において、読書のまちづくりを推進していくことを明らかにしました。読書のまちとは、豊かな読書環境の整備を進めることで人と地域がつながり、本が身近にある環境で育った子どもたちが成長し大人になって、次の世代を主体的な読書活動に導く役割を果たすといった、読書の好循環を生むまちであり、子どもから高齢者まで、誰もが読書に親しみ、学びながら心豊かに暮らすことができるまちであると定義しました。そして、区立図書館は、区民・学校・事業者やボランティア・その他の行政機関等と一体となり、読書のまちの実現に向けた取組をさらに推進するという目標を掲げました。

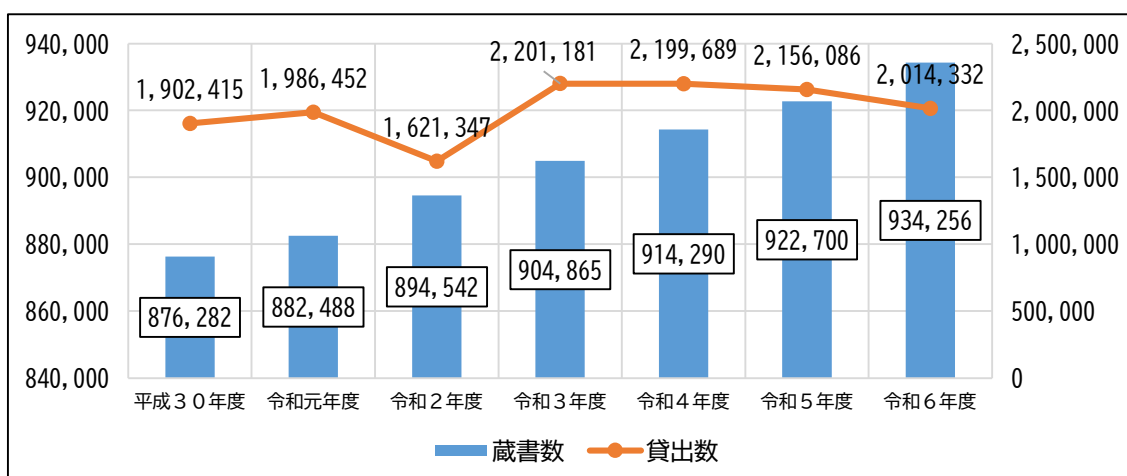
※ DX…Digital Transformation の略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

<区立図書館の入館者数> (単位：人)

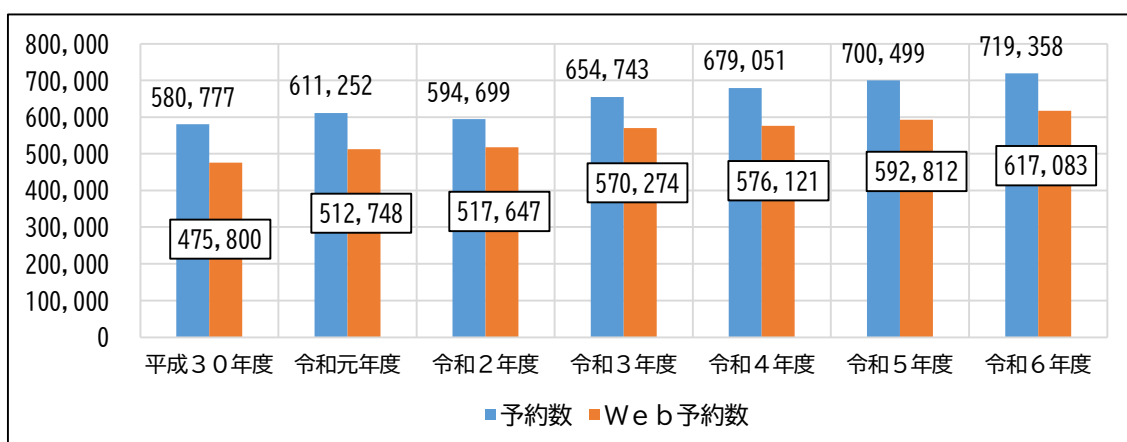


※ 令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症により休館・利用制限を実施

<蔵書数および貸出数の推移> (単位：点)



<資料の予約数とWeb予約の内数> (単位：点)



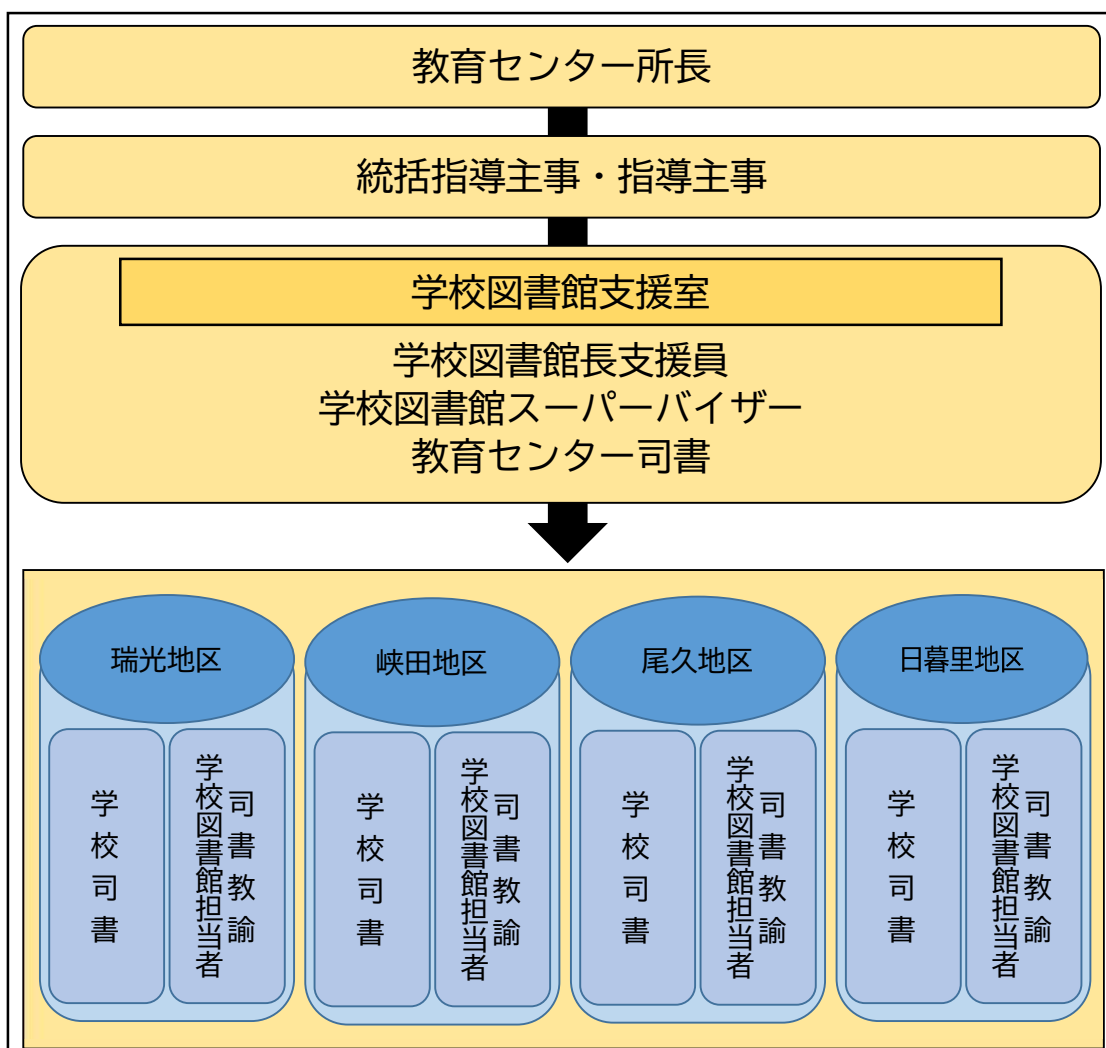
## 2 区立小・中学校における取組

学校図書館では、平成18（2006）年度、文部科学省の「学校図書館図書標準（※）」で定める蔵書数100%を満たす蔵書の整備を全校で達成し、高水準を維持してきました。令和6（2024）年度末現在、小学校では170%前後、中学校では140%を超える状況となっています。また、平成19（2007）年度には学校司書を全校配置し、平成21（2009）年度には週5日配置するなど、蔵書の充実、読書活動の推進を先駆的に実施してきました。

さらに、平成21（2009）年度には、学校図書館支援室を核とした、学校図書館支援体制を構築しました。令和2（2020）年度からは、学校図書館活用推進のため、学校図書館長支援員・学校図書館スーパーバイザー・教育センター司書の3名構成としました。各校の学校図書館を訪問し、その活用方法についてアドバイスを行い、学校図書館活用に関する研究授業や協議会等に講師として指導、助言を行うこと等、各学校における子どもの読書の質と幅を広げる授業での活用支援を行っています。

※ 学校図書館図書標準…文部科学省が定めた学校図書館に整備すべき蔵書の標準（詳細は49ページを参照）

### <荒川区学校図書館支援室の組織図>



<区内小・中学校における学校図書館の活用状況>

<小学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合 (%)	169	168	171
貸出冊数 (1人当たり/年)	87.1	92.1	119
授業での活用時数 (1学級当たり/年)	111.4	129.6	144.4

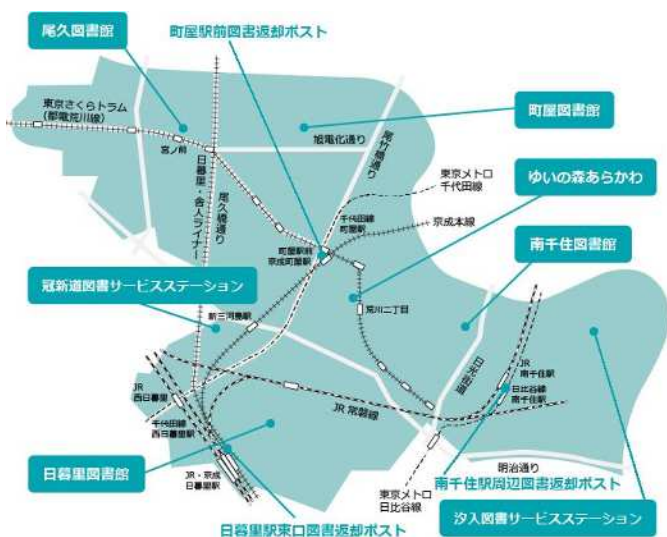
<中学校>	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書の図書標準に対する割合 (%)	140	142	145
貸出冊数 (1人当たり/年)	9.5	11.2	10.3
授業での活用時数 (1学級当たり/年)	88.9	103.5	108.1

### 3 読書環境整備における取組

区内には、5か所の区立図書館と2か所の図書サービスステーション(※)を設置しています。

※ 図書サービスステーション…

近くに区立図書館がなく、サービスが十分に行き届きにくいと思われる地域において、図書の貸出しや返却、予約等を実施するために設置する施設



区立図書館
中央図書館 (ゆいの森あらかわ)
南千住図書館
尾久図書館
町屋図書館
日暮里図書館
汐入図書サービスステーション (南千住図書館分室)
冠新道図書サービスステーション (日暮里図書館分室)

このほかに、区役所やふれあい館等の区立施設および区内の病院や飲食店等の民間施設89か所(令和7(2025)年末時点)に区立図書館のリサイクル本を活用した「あらかわ街なか図書館」を設置しています。

① 区立図書館

区内5か所に設置している図書館については、平成29（2017）年3月26日に中央図書館・吉村昭記念文学館・子どもひろばが一体となった「ゆいの森あらかわ」を開館し、平成30（2018）年4月に日暮里図書館をリニューアルオープンしました。また「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」に基づき、気軽に利用できて地域における生涯学習活動の拠点となるよう、令和3（2021）年2月20日に区立宮前公園内に尾久図書館を移転・開館し、あらゆる利用者がゆったりと快適に過ごせる滞在型図書館として整備しました。

また、南千住図書館では汐入地域に、日暮里図書館では西日暮里地域の区民に対する図書館サービスの充実のために、平成19（2007）年には汐入図書サービスステーション、平成21（2009）年には冠新道図書サービスステーションを設置しました。

さらに、図書返却ポストを日暮里駅、町屋駅および南千住駅の周辺に設置することや、図書サービスステーションを除く5館で開館時間を午前9時に前倒しするなど、利便性の向上を図ってきました。

<区内の1km当たりの区立図書館数>

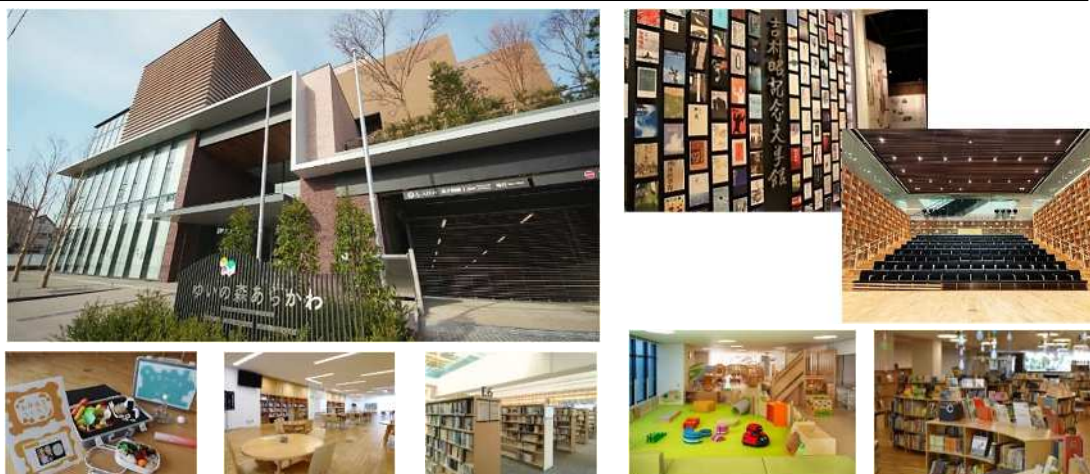
	図書サービスステーション等を除く	図書サービスステーション等を含む
荒川区	0.49	0.69
23区平均	0.37	0.46

23区平均と比較し、区では一定の範囲内に、より多くの図書館を配置することで、図書の貸出しや返却サービス等の利便性を高めています。

<近年開設した図書館>

◆ゆいの森あらかわ

- 人と人、本と人、地域と人、文化と人が結びつく
- 知的好奇心を醸成、新たな発見や出会いを創造
- 乳幼児から高齢者まで、すべての世代が遊び・学び・楽しめる融合施設



ゆいの森あらかわは、図書館・文学館・子ども施設の機能をあわせ持ち、それぞれの機能が既成概念の枠を超えて有機的に結び付く「融合施設」であり「課題解決型で体験型の施設」と定め、従来の図書館が持っている個人の読書活動、および知識の習得や学習の場といった空間だけでなく、本とワークショップ等を結び付けることによって、感性や想像力を刺激し、参加者相互の交流を図る空間として誕生しました。三つの特性を最大限に生かしつつ、それらを結び付けることにより、これまでにない事業展開を行い、施設全体を楽しみながら、遊びや学びを通して、子どもから大人まであらゆる世代が夢を育み、共感（ともに感じ）や交感（想いを分かち合い）し、表現を通じた他者とのコミュニケーションを図るなど、心をつなぎ合う施設を目指しています。

#### ◆尾久図書館

- 四季折々の花々やローズガーデンを一望して読書ができ、公園利用者もゆっくり休憩できる「飲食スペース」を設けた滞在型図書館
- 自然観察会等、公園と連携したイベントができる「多目的室」を設置
- 周囲に気兼ねなく、親子で読み聞かせや手遊びができる「おはなしコーナー」を設置



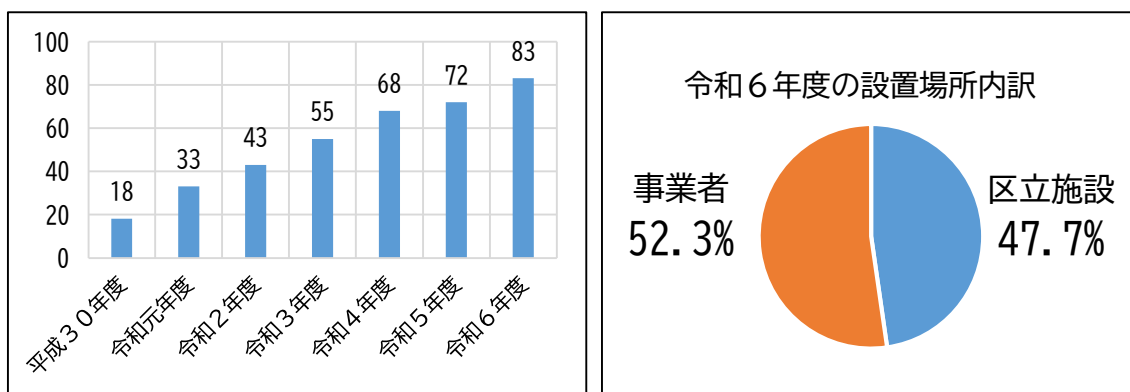
尾久図書館は「学ぶ、集う、楽しむ」をテーマに、乳幼児から高齢者まで幅広い世代が快適に利用できる居心地の良い図書館を目指しています。

公園内にある図書館という魅力を最大限に生かし、館内はまるで自然の中にいるような木のぬくもりを感じられる設計になっています。また、全世代が集うことができる「ひろば」を整備し、新しい本や様々な人と出会う「世代間の交流」を推進しています。賑やかな図書館としてざわめきを許容し、読み聞かせや声を出しながら読書を楽しむことができる、誰もが気兼ねなく利用できる図書館です。

② 「あらかわ街なか図書館」の整備

本が身近にあるまちづくりを目指し、平成30（2018）年度から「あらかわ街なか図書館」の整備を行っています。区の施設および協力いただいた区内事業者等にリサイクル図書等を設置し、地域と区立図書館の連携を強化するとともに「読書を愛するまち・あらかわ」の実現に向け、読書を通じた交流が生まれるような、本が身近にある環境づくりを推進しています。

<あらかわ街なか図書館の設置件数> (単位：件)



③ 区立小・中学校における読書環境整備

学校図書館は、子どもの読書活動を促し、学習活動や情報活用能力を育成する「読書センター・学習センター・情報センター」の役割を担っています。

学校図書館の資料は、子どもたちの発達段階等を踏まえ、健全育成に寄与する構成と十分な規模を備えています。また、図書資料については日本十進分類法（※）で分類して配架しています。さらに「読書センター」だけでなく「学習センター」「情報センター」としても十分に機能するために、学校図書館運営組織で購入資料を選定しています。

さらに、蔵書の一層の活用促進と円滑な運営を目的に蔵書管理システムを全校に配置し、子どもたちへの本の貸出しや蔵書管理を容易に行うことができる環境を整備しています。また、平成28（2016）年度からは各校連携型の蔵書管理システムを導入し、自校だけでなく他校の蔵書を横断的に検索できるようになり、学校間で図書館資料（学校図書館資源）の共有化を図っています。また、子どもたちの自ら資料を探し出そうとする主体性を育み「学習センター」等として、学校図書館の活動をさらに高めることを可能にしています。

※ 日本十進分類法…

図書館の本を分類するために「総記」「哲学」「歴史」「社会科学」「自然科学」「技術」「産業」「芸術」「言語」「文学」の10分野に整理し、分野ごとに0～9の番号を振って体系化すること

#### ④ 乳幼児・児童施設等における読書環境の確保および充実

区立幼稚園や区立保育園では、各園における蔵書の充実を図るとともに、保護者や子どもへ絵本の貸出しを行っています。

また、既存のひろば館・ふれあい館における図書の実、書架等の環境整備を図っています。なお、ふれあい館を新設する際には、設計当初から図書コーナーの設置を想定するようにし、令和4（2022）年度には、読書も楽しめるサロンスペースを備えた、東尾久本町通りふれあい館とひぐらしふれあい館を開設しました。さらに、各施設では、配架している図書等を活用しておはなし会を開催するなど、本に触れるきっかけとなる事業の充実に取り組んでいます。

### 4 協働に関する取組

#### ① 子どもたちとの協働

区立図書館では、読書活動の推進を目的に子どもたちと協働し、子どもの視点に立ったサービスをしています。

令和4（2022）年度に開始した「子ども司書養成講座」では、区内の小学生（3年生以上）を対象に、司書の仕事体験等を通じて図書館のサービスを理解し、読書の楽しさを伝える方法等を学ぶプログラム（全7回程度）を実施しています。本講座の活動を通して、区立図書館職員と子どもたちが深く交流し、児童サービスへの気付きを得る機会とすることで、本の選定やイベント等の取組の充実につなげています。

中学生以上の10代は「ティーンズスタッフ」事業を通じて、平成24（2012）年度から協働を進めています。具体的には、毎年メンバーを募集し、月に1回程度区立図書館で活動する中で、自らの読書体験を広め、同年代や小学生等の読書活動を推進するための事業を企画・運営しています。

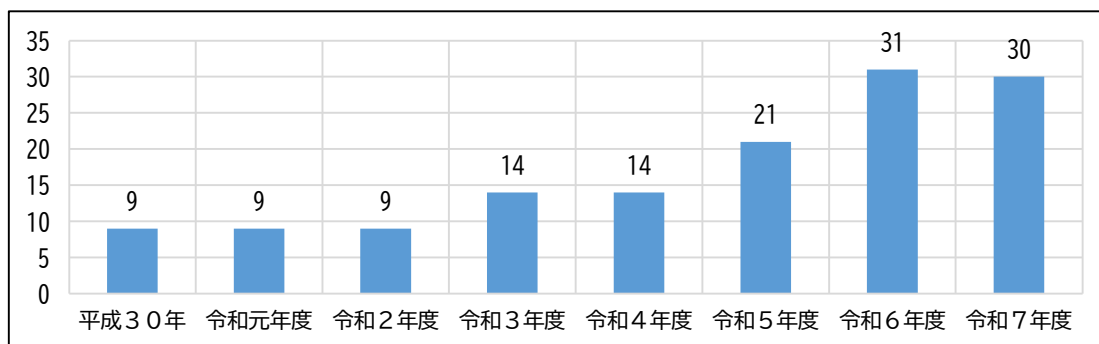
養成講座を修了した子ども司書とティーンズスタッフは、活動内容を自分たちで企画するなど、自主的な活動を行い、区立図書館と協働することで、図書

館をより身近で魅力的な利用しやすい場所にし、読書活動の推進に力を発揮しています。

<子ども司書養成講座>

受講者数	10人（定員）
講座概要	<p>【目的】図書館の役割や司書の仕事を学び体験して、受講者自身が読書の楽しさや大切さを友達や家族に広く伝えることで、本と人との結びつきを手助けする子ども読書活動の推進リーダーの養成を図る。</p> <p>【内容】講座は、返却された本等をルールに従って本棚に並べる作業や、館内のPOPづくりのほか、カウンターでの貸出し返却作業、読み聞かせ会等の内容で全7回実施する。</p>

<ティーンズスタッフの人数>



<活動の様子>



子ども司書養成講座



ティーンズスタッフ企画イベント



子ども司書の活動例  
特設コーナー制作の様子



子ども司書による特設コーナー

② ボランティアとの協働

区立図書館では、優れた知識や技能・特技等を持った区民等に参加していただき、図書館サービスの一層の向上と地域に根差した運営を目指す目的で、ボランティアとの協働を実施しています。

区立図書館で実施する各種ボランティア養成講座において、図書館事業への理解と活動に必要な技能と知識を習得した後、各図書館で積極的な活動が行われています。具体的には、障がい者サービスにおける「音訳・点訳者ボランティア」児童サービスにおける「絵本の読み聞かせ・ストーリーテリングボランティア」「ブックスタートボランティア」様々な障がいのある子どもたちが楽しめる布の絵本を作製する「布の絵本ボランティア」区立図書館資料の修理を行う「本の修理ボランティア」等、多くの協働事業を長年にわたり実施し、区の読書活動に多くの場面で力を発揮しています。

<養成講座の様子>

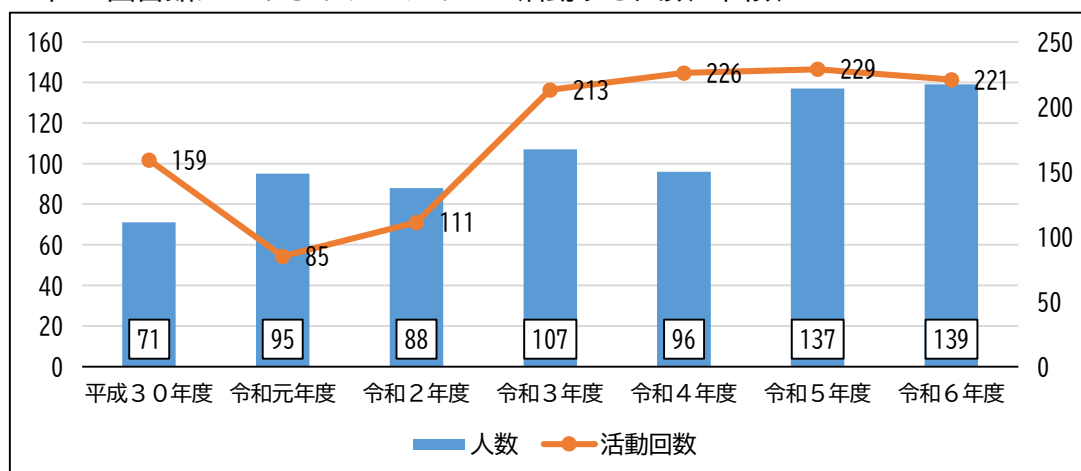


絵本の読み聞かせボランティア



布の絵本ボランティア

<区立図書館におけるボランティアの活動する人数と回数>



③ 地域サークル等との協働

区立図書館は、地域で長く活動を続けている地域サークルの方々の活動拠点となっています。区民に読書活動や俳句活動に興味関心を持っていただくことを目的として、読書サークルで取り上げた作品の紹介POPや、俳句サークルで詠んだ句等を館内のコーナーに展示しているほか、当該サークルと連携した講演会等を開催しています。こうした事業は、地域の交流やつながりを生みつつ、読書啓発になっています。

また、社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、認知症予防やフレイル予防のための活動場所となっているほか、粋・活サロンの開催等、読書だけでなく自由に過ごせる居場所となっています。



館内のコーナー展示



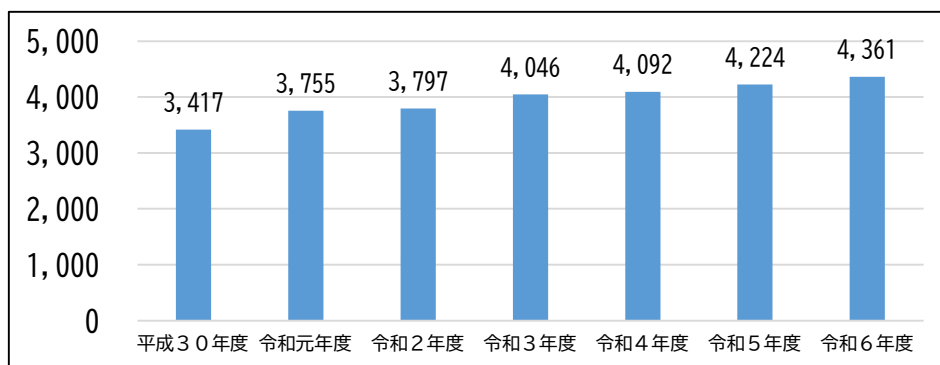
地域団体等との共催事業

5 バリアフリーに関する取組

区ではこれまで、誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるように、障がい者サービス資料の収集だけでなく、地域全体で障がいのある人の読書を理解するための周知活動を実施してきました。令和元（2019）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」といいます。）が施行されたことを踏まえ、バリアフリー図書展示やアクセシブルライブラリーの導入等、さらなる取組に努めています。



<障がい者サービス資料所蔵点数>（単位：点）



## 6 文字・活字文化の推進における取組

区ではこれまで、出版社や著作者、地元書店等、本に関わる人や団体と連携して「文字・活字文化振興法」(※1)が掲げる文字・活字文化の振興を推進する事業を行ってきました。文化や知識を創造・普及し、これを次世代に継承するに当たり重要な役割を担う本を広めるよう取組を実施し、平成29(2017)年「ゆいの森あらかわ」の開館をきっかけに、より一層力を注いできました。

絵本の原画展や作家・編集者による講演会等を積極的に実施し、本の作り手と受け手、そして仲介者となる区立図書館が一体となって文字・活字文化を盛り上げていくことを目的に行ってきました。

例えば、ゆいの森あらかわで開催する講演会や原画展等の各種事業では、地元書店協力のもと、文字・活字文化事業の一環として書籍販売イベント「本の販売会」を実施しています。販売する本を選ぶ作業の中で、書店と図書館がそれぞれ感じる最近のトレンドや年齢層ごとの利用傾向、地域のニーズ等の情報を交換し、共有しています。そして、小規模の書店では実施が困難な、絵本作家のトークイベントやライブペインティングのようなイベント等も実施しています。また、各図書館では、地域への本の販売を通じて、図書館の事業と本や書店をつなぎ、参加者が購入した本を持ち帰り、身近な人と共有することで、事業の効果に広がりを持たせています。これらの活動を通して、地域の中に読書が自然に存在するような読書のまちづくりの実現に努めてきました。

なお、地元書店は「地域の重要な文化拠点」(※2)であり、その活性化を図ることは、文字・活字文化の振興もさることながら、地域住民の読書活動推進の大きな力になると考えています。区立図書館や乳幼児・児童施設においては、地元書店から書籍を購入しており、その他、区の事業においても積極的な利用をしています。

### ※1 文字・活字文化振興法…

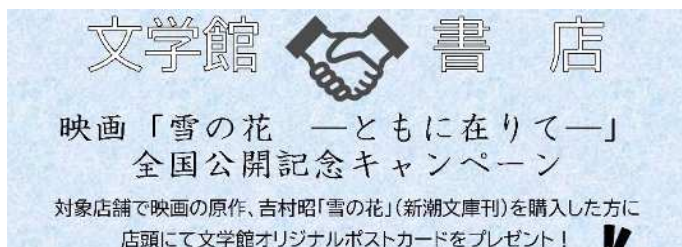
平成17(2005)年7月に、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることで、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活および活力ある社会の実現に寄与することを目的に施行した。地方自治体は公共図書館における運営の改善や、地域における文字・活字文化の振興について、国と共に責務を負う。

### ※2 地域の重要な文化拠点…

令和7(2025)年6月10日公表の「書店活性化プラン」(経済産業省ほか)において「街中にある書店は、地域住民にとって、多様な作品に触れることができる地域の重要な文化拠点であり、様々な考え方を吸収し、受け入れられる国民性と深く結びついており(以下、省略)」と示されている。

<取組例>

令和6（2024）年度 映画「雪の花」公開記念 吉村昭記念文学館と書店の連携企画



令和6（2024）年度 塚本やすし氏 ライブペインティングと「本の販売会」



## 7 地域全体での取組

区では、学校や区立図書館等だけでなく、読書のまちづくりを地域全体で推進するための事業を実施してきました。

昔なつかしい昭和の街頭紙芝居の上演や、平和に関する絵本の読み聞かせ、本を題材にしたイベントの実施等、本への親しみを醸成する事業を行ってきました。また、区立図書館を会場に、認知症月間認知症普及活動や里親普及、消防署の啓発イベント「区民安全安心講座」といった啓発事業を行い、区立図書館へ足を運ぶきっかけづくりや、関連する本を一緒に紹介する取組等を実施してきました。特に、イベント等で関連する本を提供・展示することは、本との出会いを創出するだけでなく、一層の理解が深められ、身近で役に立つ本の有用性を実感できると考え、積極的な実施に努めてきました。



街頭紙芝居



平和映画会読み聞かせ



区民安全安心講座

## 8 読書活動推進のための取組

### ① 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言とその後の取組

平成30（2018）年5月27日、学校図書館の充実やゆいの森あらかわの開館等、読書のまち、絵本のまちとして行ってきた読書活動推進の取組や事業、精神を未来につなげていくために「読書を愛するまち・あらかわ」宣言（以下「宣言」といいます。）を行いました。

宣言文は起草委員会の協議により策定し、委員会では、以下のようなご意見をいただき、宣言文案に生かしました。

#### ◆ 読書に関すること

- ・子どもの読書は重要なワードである。体験力や言語能力を身に付けさせるべきである。
- ・人にとって、考える力、読解力の養成が非常に重要である。
- ・絵本の読み聞かせにより、子どもは感性や創造力が磨かれ、それが知識に育つ
- ・知識と教養に加え、情報も大切な要素である。
- ・読書の目的は豊かな人格の形成にある。
- ・知識として蓄えるだけでなく、利活用することが重要である。
- ・美しい日本語をきちんと読め、話せる力や感性の育成が求められる。
- ・読書しないと心が痩せていく。
- ・読書は人間として生きる上、人間らしさの形成において必要である。

#### ◆ 図書館に関すること

- ・知の創造拠点、文化活動の拠点、コミュニティの核として醸成を図るべきである。
- ・地域創造、地域の経済に持つ重要な役割がある。
- ・情報のメディアネットワークセンターである。
- ・学校図書館と区立図書館、現在と過去未来、多世代間等の「つながり」が重要である。
- ・図書整備、区立図書館と学校図書館の充実を進める決意表明を入れるべきである。
- ・読書空間を図書館だけではなく、街の中に広げる視点が重要である。また、それがつながることも大切である。

#### ◆ 宣言の策定方針に関すること

- ・ユニークで個性的で荒川区らしいものがよい。
- ・事業につながるものがよい。

宣言後、あらかわ街なか図書館事業の開始、駅への図書返却ポスト（ブックポスト）の設置、都市計画公園内への尾久図書館の移転整備、図書サービスステーションを除く全館で開館時間の前倒し、区立図書館・ゆいの森あらかわ公式X（旧Twitter）の開設等、誰もがいつでも身近な場所で本に触れられる環境と、新たなコミュニティ形成に取り組み、読書の楽しさや大切さ、本への親しみを感じることができる風土を醸成してきました。

<宣言を記念して行った主な絵本原画展>

	作者	関連イベント
令和元年度	いせひでこ氏	講演会「絵本—とくべつな一日、とくべつな路」・ ギャラリートーク ほか
令和2年度	堀内誠一氏	アニメ上映会 ほか



いせひでこ原画展  
本の販売会イベント



堀内誠一原画展

## ② 「読書のまち条例」の施行とその後の取組

区において「読書を愛するまち・あらかわ」をさらに推進していくためには、宣言の理念に対する理解をより一層深め、区民や区内事業者等も含めた「地域」が一体となり、これまで以上に意識を高めていく必要があるとの声が高まり、令和5（2023）年4月1日に「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」を施行しました。

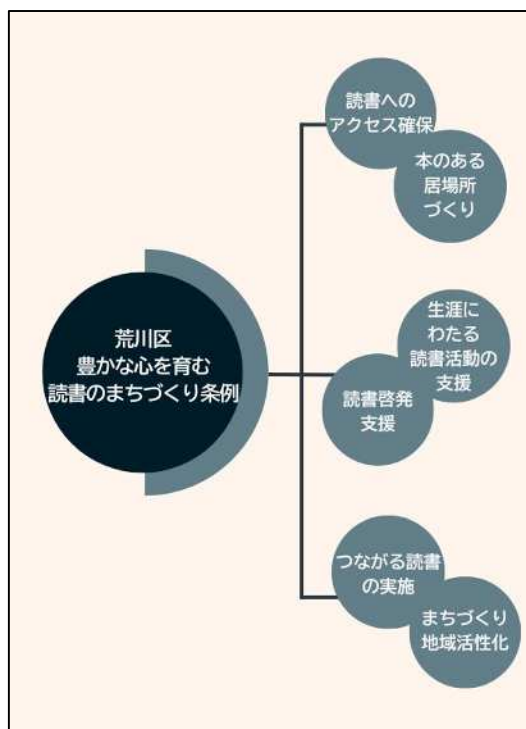
読書のまち条例では、地域の各主体が取り組むべき事項等を定め、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

読書のまち条例施行後は、これまでの取組を一層強化するとともに、毎年11月を読書活動推進月間と定め、著名な人による読書に関連した講演会の開催等、本に親しみを持ち、読書の裾野を広げるための取組を実施してきました。また「子ども司書養成講座」を修了した子どもたちとの協働事業や「ブックスタート」事業の開始およびそれに伴うボランティア活動の場の拡充等に取り組んできました。

令和7（2025）年8月には、書籍等の印刷を通して、まちの文化をつくってきた区内の印刷事業者と区とが連携し、地域一体となり読書活動に関する取組を推進することで、文字・活字文化の発展につなげつつ紙の本の良さを伝えられるよう、本が製造される製作過程を知ることのできる印刷・製本工場の見学会を実施しました。

また、令和6（2024）年10月には、場所や時間にとらわれず、便利な読書環境を提供するため「荒川区電子図書館サービス」を導入しました。パソコンやスマートフォン、タブレット等を使って電子書籍を読む新たな読書法は、文字の拡大・音声読み上げ・背景色の変更等の電子ならではの機能を活用することで、従来の「紙」の本ではできなかった読書が可能となります。

あわせて、視覚障がい者専用の電子図書館サービスも開始し、より多くの人の読書機会の充実を図ってきました。



読書のまち条例の概略図



印刷・製本工場見学



荒川区電子図書館サービス  
(トップページ)

<読書のまち条例施行後、これまでに実施した原画展>

	作者	関連イベント
令和5年度	石川えりこ氏	講演会 「絵本の森を歩こうinゆいの森」ほか
令和6年度	しもかわらゆみ氏	しもかわらゆみ氏による 「おはなし会」「ギャラリートーク」ほか
令和7年度	吉田遠志氏	トークイベント「父・吉田遠志を語る」・ 「2つの響き”アイリッシュハープ& 読み聞かせ」



吉田遠志原画展



石川えりこ原画展



しもかわらゆみ原画展

## &lt;読書活動推進月間に開催した講演会&gt;

	講演名	講演者
令和5年度	『本と私 ～アスリート視点から～』	栗原恵氏 (バレーボール女子元日本代表)
令和6年度	安藤玉恵が語る 「お芝居のこと、本のこと」	安藤玉恵氏 (俳優)
令和7年度	あんびるやすこさん講演会 「とっておきのおはなし」	あんびるやすこ氏 (絵本・児童書作家)
	「直木賞作家 朱川湊人と 下町の魅力と読書」	朱川湊人氏 (作家)

## 9 子どもの読書活動に関する国と東京都等の動向

## ① 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」 &lt;国&gt;

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13(2001)年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。子ども読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子ども読書活動の推進に関する必要な事項が定められました。

この法律に基づき、国は、平成14(2002)年8月に第一次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」を、平成20(2008)年3月に第二次、平成25(2013)年5月には第三次、平成30(2018)年4月に第四次、令和5(2023)年3月に第五次の基本計画を策定してきました。

そして、この間、子どもの読書活動に関連する法律の改正や関連する整備、学習指導要領の改訂等が行われています。

令和4(2022)年6月には「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」等が成立し、国全体の子どもに対する取組の中で、読書活動の推進に当たっても、子どもが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、アンケート等の様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保することが求められてきました。また、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を重視することも求められてきました。

## ◆これまでの主な動き

第一次計画の期間中(平成18(2006)年4月～)

- ・文字・活字文化振興法の制定(平成17(2005)年7月(計画制定前))
- ・教育基本法の改正(平成18(2006)年12月)

- ・幼稚園教育要領、小学校および中学校学習指導要領の改訂  
(各教科における言語活動の充実)(平成20(2008)年3月)
- ・社会教育法および図書館法等の改正(平成20(2008)年6月)
- ・平成22(2010)年を「国民読書年」と定める。

第二次計画の期間中(平成23(2011)年10月～)

- ・著作権法の改正(平成24(2012)年6月)
- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正(平成24(2012)年12月)
- ・学校図書館法の改正および改定に伴う学校司書の規定(学校司書を専ら学校図書館の職務に従事する職員と規定)(平成27(2015)年4月)

第三次計画の期間中(平成28(2016)年4月～)

- ・幼稚園教育要領、小学校および中学校の学校指導要領の改訂  
(平成29(2017)年3月)
- ・高等学校学習指導要領の改訂(平成30(2018)年3月)
- ・読書バリアフリー法の成立(令和元(2019)年6月)

第四次計画の期間中(令和3(2021)年4月～)

- ・第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定  
(令和4(2022)年3月)

◆ 国 第五次基本計画 基本方針

- ・不読率(1か月に本を1冊も読まない人の割合)の低減
- ・多様な子どもたちの読書機会の確保
- ・デジタル社会に対応した読書環境の整備
- ・子どもの視点に立った読書活動の推進

② 「第四次東京都子供読書活動推進計画」<東京都>

東京都においても、国の動きに伴い、平成15(2003)年3月に「第一次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、区市町村が計画を策定・更新する際や読書活動を推進していく際の基本となるものとして位置づけました。

東京都は、平成21(2009)年3月に第二次、平成27(2015)年2月に第三次、令和3(2021)年3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定してきました。

第二次計画では、第一次計画の取組の成果を踏まえて、学校における読書活動と乳幼児期の家庭を対象とした取組が重点的取組とされました。第三次計画では、第二次計画を基本に国の第三次計画を加味し、学校や図書館、家庭・地域、行政

が連携して子どもの読書環境を整え読書活動を推進することと、読書の質の向上を重点的取組とし、基本方針には、不読率の改善、読書の質の向上、読書環境の整備が具体的に示されました。第四次計画は、第三次計画の考え方を基本とし、学校、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的・自発的な読書活動を発達段階に応じて推進することとしています。

- ◆ 都 第四次推進計画 基本方針
  - ・ 乳幼児期からの読書習慣の形成
  - ・ 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
  - ・ 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
  - ・ 読書の質の向上

### ③ 「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づく取組

令和3（2021）年4月の「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」の策定では、宣言の趣旨を十分に踏まえ、子どもたちが主体的で質の高い読書活動を実現できるよう、発達段階に応じて読書習慣を身に付ける取組を重点的に進めることとしました。また、家庭における読書活動の推進に向けた家読（うちどく）（※）の推進や障がいのある人への読書支援の充実等の新たな取組を加え、子どもたちの読書活動を地域社会全体で支える「読書を愛するまち・あらかわ」をさらに展開するものとなりました。

※ 家読（うちどく）…

「家族ふれあい読書」の意味で、読書を通じて、コミュニケーションを図り、家族の絆をつくる取組

<「荒川区子ども読書活動推進計画（第四次）」期間中の成果>

## (1) 家庭、地域、身近な場所での読書活動の推進

- ◆ 家庭や地域での読書活動に関する啓発や働きかけ、環境整備
  - ・ブックスタート事業の開始（令和5（2023）年8月から）  
健診日当日の参加割合は、令和5（2023）年度は65.8%、  
令和6（2024）年度は57.3%
  - ・家読（うちどく）リストの作成  
（毎年異なるテーマを決めて発行。令和7（2025）年末時点7種類。）

## (2) 小・中学校における読書活動の推進

- ◆ 学校図書館の蔵書等の充実
  - ・図書標準達成率 小学校171%、中学校145%
- ◆ 課題解決のための学校図書館の活用
  - ・図書館を使った調べる学習コンクール応募数 8,736点
- ◆ 学校図書館と区立図書館の連携
  - ・団体貸出し点数 小中学校・高校17,878点

## (3) 区立図書館における読書活動の推進

- ◆ 発達段階に応じた区立図書館の蔵書の充実
  - ・マルチメディアDAISY図書 187点
- ◆ 読みたい本と出会えるきっかけの提供
  - ・オーダーメイドブックサービスの開始（令和6（2024）年度48件）
- ◆ 様々な障がいに対応した読書環境づくりとさらなる周知
  - ・障がい者向け図書資料の展示会
- ◆ 来館せずに資料提供が可能な仕組みづくり
  - ・電子図書館サービスの開始（令和6（2024）年度10月から）

## (4) 読書のまちづくり

- ◆ あらかわ街なか図書館の拡充（令和7（2025）年末時点で89か所）
- ◆ 読書のまち条例の検討（令和5（2023）年3月制定、同年4月施行）
- ◆ ボランティアとの協働の推進

## 第2節 荒川区における読書活動を取り巻く課題

宣言で掲げられた理念と、読書のまち条例、荒川区子ども読書活動推進計画に基づき、区における読書に関する課題を、区立図書館の現状やアンケート結果をもとに分析しました。

現状を分析した結果、以下4つの主要な課題が明らかになりました。

### 【主要な課題】

- 1 図書資料の充実および区民等に向けた取組
- 2 不読率の低減
- 3 地域全体での読書活動
- 4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

これらの課題に対応するためには、読書人口を増やすとともに、読書意欲を喚起するような「本との出会い」を一つでも多く創出し、この両者を相対的に増やす必要があります。また、上記項番3・4の課題に対応するためには、本と人だけでなく、地域と人、人と人を結び付ける取組が欠かせません。

なお、本プラン策定に向けて、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査において、読書活動状況に関する項目を設け、現況の確認を行うとともに、令和7（2025）年度に、区内の未就学児および小中学生とその保護者、区内都立高校に通学する高校生、特別支援学級を設置している学校（教員）、特別支援学校に通学する子どもの保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。アンケート調査結果等の全文については、本プランの資料編に記載しています。

### 1 図書資料の充実および区民等に向けた取組

令和6（2024）年度に実施した区政世論調査によると、区立図書館に行っても良かったことは「資料の充実」でした。区立図書館においては、蔵書数は増加傾向にはありますが、引き続き資料の充実を図ります。また、整備した資料へのアクセス向上のため、これまで以上に利用者が、図書資料にアクセスしやすくなる工夫が求められます。そして、その資料を使い、読書から学びと楽しみを得られるように、紙媒体と電子媒体の両方を情報源として、柔軟に選択できる環境を整備するとともに、レファレンスサービス（※）の活用促進や、読書バリアフリーに向けた取組等の充実と周知を徹底していきます。また、子どもに対しては、区立図書館と学校等が連携し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に資する読書環境」を整備して、読書機会の確保に努めることが肝要です。

加えて、同調査において、区立図書館に行っても良かったことは「長時間ゆっくりく

つろげること」や「小さい子どもと一緒に過ごすことができること」という意見が上位に挙がっていました。区立図書館において、誰もがゆっくりと過ごせる環境整備や、小さい子と一緒に過ごすことのできる児童コーナーを中心とした環境の整備が求められています。

さらに、地域が一体となって読書推進をしていくために、その要所である区立図書館を中心に、行政機関全体で取組を実施できるような支援をしていくことが必要です。

※ レファレンスサービス…

図書館職員が、利用者の調べたいことに対して、図書館にある資料や情報源を用いて、情報提供や資料検索を支援するサービス

<区立図書館に行って良かったこと（上位3つ）>

（区政世論調査 N=628（過去1年以内に、区立図書館を年1回以上利用した方の内数））

本・雑誌が充実していること	69.3%
飲食や会話も楽しめ、長時間ゆっくりくつろいで過ごすことができること	25.2%
小さい子どもと一緒に楽しく過ごすことができること	18.6%



< 「資料の充実」と「ゆっくりくつろげる滞在型図書館」 >

令和6（2024）年度の区立図書館の蔵書数は、約93万冊です。大規模な蔵書はまさに情報の宝庫であり、多様な資料は、図書館の「知の拠点」としての存在意義を高めています。図書館は区民と地域の新たな発見につながる情報源であり、悩みや問題解決を支援する場所として、多くの方に利用されています。

これまで図書館は、個人の知識の吸収や学習の場といった、いわゆる「静」の空間として利用されてきました。しかし、ゆいの森あらかわでは、本とワークショップ等を結び付けることにより、感性や想像力を刺激し、参加者同士の交流を図るなど「動」の空間としての新たな機能を付け加えました。こうした考えのもとに、随所で本と触れ合えるような本棚や座席を館内各所に設け、さらに、誰もが利用しやすい閲覧スペースを確保することにより、居心地のよいゆったりと過ごせる滞在型空間となっています。そして、図書館・文学館・子ども施設の三つの施設機能が有機的に結びつくことで、多面的なアプローチによる事業展開を可能にし、多世代の交流も可能にする、今までにない発想の「融合施設」であり、図書館の充実した蔵書を核としてサービスを提供する課題解決型図書館です。

利用者の知的好奇心を刺激し、さらに滞在型の読書空間を創出することで、何度でも訪れたいくなる図書館という設計思想は、その後にリニューアルオープンした尾久図書館にも反映しています。尾久図書館は、誰もが気軽に来られる親しみやすく安心感のある環境を整備し、さらに、あらゆる世代のそれぞれの特性に合わせた居場所づくり等を行っています。公園内図書館ならではの立地を生かし、普段図書館を利用しない人でも、公園からふらっと館内に立ち寄ることで様々な本との出会いを体験できる施設です。

いずれの施設も「知の拠点」であると同時に、利用する人と人がつながり、活力が溢れだす「発信拠点」であり、地域で読書の輪が広がることが特徴です。

また、その他の図書館も、それぞれの地域に根差した取組を実施し、本から知識を吸収するとともに読書の奥深さを知っていただくことや、読書の楽しみとともに温もりのあるサービス提供の場となることを目指しています。

## 2 不読率の低減

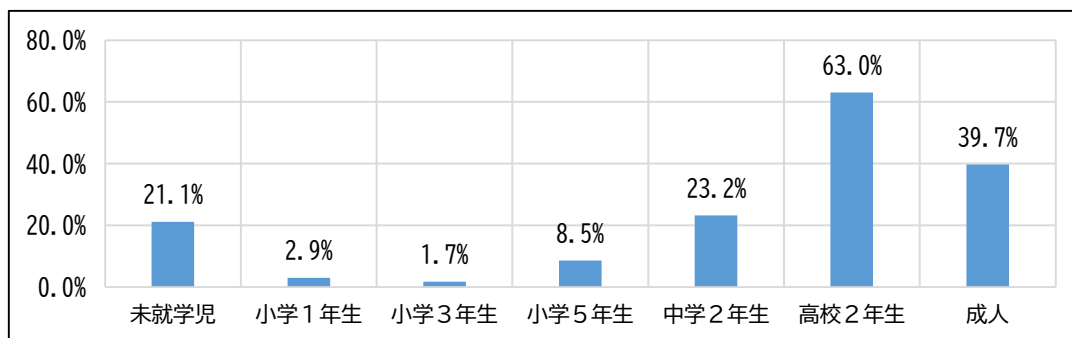
区における読書活動状況を分析するために、1か月の読書量について調査した結果、1か月に1冊も本を読まない人の割合（不読率）は、全世代の中で、高校生が突出して高くなっています。また、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、全国的に高校生の不読率が高いことが課題に挙げられています。一方、小学生に関しては、調査数や方法が異なることに留意が必要ですが、国や東京都の平均と比較して、小学1・3年生の不読率が大幅に下回るなど、これまでの学校や区立図書館による家読（うちどく）の推進等、区独自の読書活動の推進の効果が一定表れる結果となりました。

これらを踏まえ、区では引き続き家読（うちどく）推進事業を学校等と連携して実施することで、乳幼児期から中学生までの間に読書習慣を形成するとともに、高校生が読書の必要性を感じ、読書に対して興味関心を持てるような取組を充実していく必要があります。

また、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査においては、約6割の成人が、1か月に1冊以上読書しているとの結果でした。また、区立図書館の利用カードの年代別登録率では、30歳代と40歳代は30%後半となっている一方で、50歳代以上の各年代では20%台に落ち込む状況となっています。

以上のことから、引き続き成人が本に触れる機会を創出するとともに、50歳代以上の世代に対しては、読書を推進するだけでなく、ボランティア活動や地域交流の場等として、まずは区立図書館に来館するきっかけとなるような取組を実施していく必要があります。また、読書バリアフリーの観点から、電子図書館サービスによる非来館型のサービスを充実させることで、読書を気軽に親しめる環境の整備が欠かせないものとなっています。

### <区における各世代の不読率>



※ 成人（18歳以上）の数値は、令和6（2024）年度に実施した世論調査における結果。未就学児から高校2年生までは、区立図書館が令和7年度に調査した結果であり、未就学児は区内幼稚園および保育園の計12園、区立小・中学校各5校、区内にある都立高校2校の数値

## &lt;未成年の国と都の不読率&gt;

	小学1年生	小学3年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
全国(※1)	—	—	8.5%	23.4%	48.3%
東京都(※2)	7.6%	7.4%	7.4%	11.6%	36.3%

※1 全国の数値は、全国学校図書館協議会（令和6（2024）年度）から引用。

「小学5年生」の数値は、小学4～6年生を対象とした調査結果「中学2年生」の数値は、中学1～3年生を対象とした調査結果「高校2年生」の数値は、高校1～3年生を対象とした調査結果

※2 東京都の数値は「令和6年度子供読書活動に関する調査の集計」（令和7（2025）年3月東京都教育委員会）から引用した結果を記載

## &lt;区内居住者における成年の年齢別図書館利用カード登録者数

（令和6（2024）年4月1日時点）>

20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
29.9%	36.7%	36.2%	26.3%	24.9%	20.6%

### 3 地域全体での読書活動

読書のまちづくりを目指していくためには、区立図書館だけでなく学校や地元書店、あらかわ街なか図書館をはじめとした区内事業者等、あらゆる主体が読書活動を推進し、暮らしと読書がつながった、本が身近にある環境整備が必要です。また、イベントの開催に当たっては、地域の子どもが主体となり、子どもが自ら事業を企画することで、よりニーズに合った事業を実施し、地域での読書活動および地域のつながりとその循環を生むことが大切です。さらに、公益財団法人全国出版協会出版科学研究所（令和7（2025）年1～6月）によると、紙の出版物推定販売金額が年々減少しており、全国的に消えゆく書店が課題となっている中、令和7（2025）年度に国では「書店活性化プラン」を公表し「書店活性化プラン」内において「地域に根ざした読書環境醸成のためには、書店と図書館の連携が図られることが重要である」とされています。また、国では「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6（2024）年6月21日閣議決定）内の6（2）安全・安心で心豊かな国民生活の実現において「書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む。）や書店の活性化を図る」ことが盛り込まれています。こうした現状を踏まえ、継続して地域密着型の読書推進を図っていくために、地元書店との協働事業を実施していくことが欠かせません。



区はこれまで、区立施設にのぼり旗を立てることや、ロゴマークを区の封筒等に掲載することで読書のまち条例を周知してきましたが、アンケート調査における条例の認知度は、約半数といった結果となっています。そのため、効果的な周知方法を検討し、周知を強化する必要があります。



地元書店の店頭の様子

<令和6（2024）年度図書館アンケート>

令和6（2024）年7月20日～8月25日まで、区立図書館の来館者に対して任意にアンケート調査を実施しました。

読書のまち条例の認知度	48.6%
-------------	-------

#### 4 区民等が読書体験を互いに共有する力の養成

区はこれまで、家読（うちどく）リストの作成や、出産を迎える人に向けた読書活動の啓発、ブックスタート事業の開始等、家読（うちどく）推進につながる事業を通じて、家族内における読書の楽しさや感想等の共有を図り、家族の絆を深めていけるよう事業を進めてきました。アンケート調査結果によると、全ての世代において、本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと回答した割合が最も多くなっています。そのためには、読書のまちづくりの実現に向けて、引き続き家読（うちどく）を推進し、家族のコミュニケーションを図り、絆を深めるとともに、家庭という枠を超え、読書の楽しさを発信し合い、人と人が共有できる機会を設けることで、あらゆる人が本を介して交流し、世代や地域間のつながりを作ることが大切であり、読書の楽しさや自らの読書体験を伝える力を養成し、あらゆる人が自主的に共有できるきっかけとなる事業の実施が欠かせません。地域と人、人と人がつながることでもたらされる力を、将来的には区内の事業者や各種団体と協働し、読書の楽しさや経験を伝え合い、豊かな心を育むまちづくりにつなげていくことが肝要です。

<本を紹介し合うことや、感想を共有する取組が大切だと思う割合>

未就学児の保護者	小学生の保護者	中学2年生の保護者	高校2年生
76.1%	70.6%	63.2%	46.4%